

厚生労働省和歌山労働局発表

平成 28 年 11 月 18 日（金）

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	職業安定部 職業対策課
	課 長 掛橋 通泰
	課 長 補 佐 中島 幸生
	地方障害者雇用担当官 平田 芳則
	電 話 0 7 3 - 4 8 8 - 1 1 6 1

障害者雇用に係る子会社特例の認定について

～親会社が和歌山労働局管内にある企業では初めての認定～

和歌山労働局（局長 なかほら まさひろ 中原 正裕）では、障害者雇用が進んでいる中であって、引き続き障害者の雇用促進を図るため、事業主の障害者雇用に対する理解の促進を図っています。

今般、株式会社紀陽銀行（親会社）及び紀陽ビジネスサービス株式会社（子会社）から子会社特例認定申請書の提出を受け、管轄の和歌山公共職業安定所長は、紀陽ビジネスサービス株式会社を株式会社紀陽銀行の特例子会社として認定しましたので、お知らせします。

特例子会社制度は、障害者雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立することにより、障害者の雇用の拡大、障害者に配慮された職場環境の中で、個人々の能力を発揮する機会が確保されることが期待されます。

今後、紀陽銀行では障害者の雇用機会を創出し地域社会へ貢献するとともに、グループ全体で障害のある方の雇用に積極的に取り組まれます。

【参考】

* 特例子会社制度

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.0％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、障害者雇用率制度における実雇用率を算定できることとしています。

◎特例子会社認定の要件

- ①親会社が特定の株式会社と特殊な関係にあること。
（具体的には、子会社の議決権の過半数を有する等子会社の意思決定機関（株主總會等）を支配していること。）
- ②親会社との人的関係が緊密であること。
（具体的には、親会社からの役員派遣等）
- ③雇用される障害者が5人以上で全従業員に占める割合が20％以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30％以上であること。
- ④障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。
（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）
- ⑤その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。